議案第194号

大阪市消防手数料条例の一部を改正する条例案

大阪市消防手数料条例(平成12年大阪市条例第72号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

以止 [X
(液石法の規定に基づく事務に係る手数料)
第6条 液石法の規定に基づく事務で次の各
号に掲げるものについては、当該各号に定
める額の手数料をその申請をする者から徴
収する。

改正後

「(1)~(9) 略]

(10) 液石法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査 1件につき31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高圧ガス保安法第20条第1項<u>若しくは第3項又は同法第39条の22第1項</u>の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下この条において「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて<u>得た額</u>と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額

[(11)~(16) 略]

改正前

(液石法の規定に基づく事務に係る手数料) 第6条 [同左]

[(1)~(9) 同左]

(10) 液石法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査 1件につき31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高圧ガス保安法第20条第1項<u>又は第3項</u>の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下この条において「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た数と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額

[(11)~(16) 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

附則

この条例は、令和5年12月21日から施行する。

説明

高圧ガス保安法の一部改正に伴い、液化石油ガスに係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査に 係る手数料を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。